

9 ねんきん 年金などについて

(1) こくみんねんきん しょうがい き そねんきん 国民年金 (障害基礎年金)

し きゅう よう けん 支給要件	
<ul style="list-style-type: none"> ほけんりょうのうふすみきかん かにゆうきかん さんぶんのにいじょう しょう しゃ しょしん び まえ ねんかん ・保険料納付済期間が加入期間の2 / 3以上ある障がい者、または初診日前1年間の国民年金の保険料をすべて納めている障がい者 さいみまん はじ い し しんりょう う もの しょう じょうたい さい ・20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障がいの状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障がいの状態になったとき 	
しょうがい にんてい じき 障がい認定の時期	
<ul style="list-style-type: none"> はじ い し しんりょう う ねん つきけいか かん なお ばあい ・初めて医師の診療を受けたときから、1年6カ月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障がいの状態となったとき 	
ねん きん がく 年金額	
<p>[障害等級 1 級のかた] 1, 0 2 0, 0 0 0 円 (月額8 5, 0 0 0 円) + 子の加算</p> <p>[障害等級 2 級のかた] 8 1 6, 0 0 0 円 (月額6 8, 0 0 0 円) + 子の加算</p> <p>※子とは次のかたに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> さいとうたつねんど まつじつ がつ にち けいか こ ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 さいみまん しょうがいとうきゅう きゅう きゅう しょう しゃ ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がい者 	
しょうがいとうきゅう しんたいしょうがいしやてちょう とうきゅう ちが 障害等級 (身体障害者手帳の等級とは違います)	
[障害等級 1 級のかた]	<ul style="list-style-type: none"> りょうじょうし き の う いちじる しょう ゆう もの ・両上肢の機能に著しい障がいをもつ者 りょうかし き の う いちじる しょう ゆう もの ・両下肢の機能に著しい障がいをもつ者 りょうがん しりよく い か もの ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下の者 など
[障害等級 2 級のかた]	<ul style="list-style-type: none"> いちじょうし き の う いちじる しょう ゆう もの ・一上肢の機能に著しい障がいをもつ者 いちか し き の う いちじる しょう ゆう もの ・一下肢の機能に著しい障がいをもつ者 りょうがん しりよく い か もの ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下の者 など
しん せい さき 申請先	
しみんねんきんかかり 市民年金係	

※年金額は、令和6年4月1日現在の額で、今後改訂される場合があります。



(2) 厚生年金保険 (障害厚生年金)

支給要件	
<ul style="list-style-type: none"> 加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障がい。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしているものであること。 	
障害認定の時期	
<ul style="list-style-type: none"> 初めて医師の診療を受けたときから、1年6カ月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障がいの状態となったとき。 	
年金額	
<p>[障害等級 1級のかた] $(\text{報酬比例の年金額}) \times 1.25 + \text{配偶者の加給年金} + \text{障害基礎年金} + \text{子の加算額}$</p> <p>[障害等級 2級のかた] $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者の加給年金} + \text{障害基礎年金} + \text{子の加算額}$</p> <p>[障害等級 3級のかた] (報酬比例の年金額) ※最低保障額 612,000円</p> <p>※子とは次のかたに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害等級1級または2級の障がい者 	
障害等級 (身体障害者手帳の等級とは違います)	
[障害等級 1級のかた]	・障害基礎年金と同じ
[障害等級 2級のかた]	・障害基礎年金と同じ
[障害等級 3級のかた]	・両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じた者 など
お問い合わせ先	
砂川年金事務所 (お客様相談室) ☎0125-28-9003	
自動音声案内に従って番号を押してください	
1	年金の請求やお受け取りに関するご相談、相談のご予約
1	一般的な年金相談、相談のご予約
「ねんきんダイヤル」へおつながります	
2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認
お客様相談室	
ダイアル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。	

※年金額は、令和6年4月1日現在の額で、今後改訂される場合があります。

(3) とくべつしょうがいきゅうふきん
特別障害給付金

支給要件	
① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者などの配偶者 上記①・②のかたで当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害年金1、2級相当の障がいの状態にあるかた。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がいに該当されたかたに限ります。	
支給額	申請先
[障害基礎年金1級相当に該当するかた] 月額 55,350円 [障害基礎年金2級相当に該当するかた] 月額 44,280円	市民年金係 又は 砂川年金事務所 ☎ 0125-28-9003 ※自動音声案内に従って番号を押してください。

※年金額は、令和6年4月1日現在の額で、今後改訂される場合があります。

すながわねんきんじむしょ あんないず
砂川年金事務所 案内図

〒073-0192 砂川市西4条北5丁目1-1

